

田辺市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が所管する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づく指導監査に関する基本事項を定めるものとし、法令及び通知等に定められた事項についての指導監査を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るとともに、自主的な業務改善及び役職員の資質の向上を促し、もって市民福祉の向上にすることを目的とする。

(指導監査の種類)

第2条 指導監査は、一般監査と特別監査とし、その区分は次のとおりとする。

- (1) 一般監査とは、定期的実施する指導監査をいう。
- (2) 特別監査とは、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する指導監査をいう。

(指導監査基準)

第3条 指導監査の基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び同法第245条の9第1項の規定に基づく厚生労働省が示す処理基準による。

(指導監査計画)

第4条 保健福祉部福祉課長は、毎年度当初に、当該年度の指導監査計画を定めるものとする。

- 2 前項の指導監査計画は、前条に規定する処理基準に準拠するとともに、この要綱の目的を達成するものでなければならない。
- 3 指導監査計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 指導監査の方針
 - (2) 実施時期
 - (3) 指導監査の方法
 - (4) 当該年度における指導監査対象法人
 - (5) 当該年度における指導監査の重点事項

(指導監査の実施)

第5条 指導監査は、実地により行うものとする。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

- 2 法人に対する一般監査の実施の周期については、次のとおりとする。
 - (1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、次のア及びイに掲げる事項を満たす場合は、3箇年に1回とする。
 - ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
 - イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。
 - (2) 前号の事項を満たす法人のうち、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次のアからウまでのいずれかに該当する場合にあっては、市長が毎年度法人から提出される報告書類により、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施

の周期を、次のアからウまでに掲げる周期まで延長することができる。

ア 法第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第 45 条の 19 第 1 項及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。）第 2 条の 30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合は、5 箇年に 1 回とする。

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第 45 条の 19 の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合は、5 箇年に 1 回とする。

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合は、4 箇年に 1 回とする。

(3) 第 1 号の事項を満たす法人のうち、前号アからウまでのいずれにも該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次のアからウまでのいずれかに該当する場合にあって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市長が判断するときは、一般監査の実施の周期を 4 箇年に 1 回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること又は ISO9001 の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(4) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、速やかに実施する。

(5) 法人の運営等に関する問題が発生した場合又は毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

(指導監査の通知)

第 6 条 指導監査を行うときは、事前に当該法人に対して文書により通知するものとする。ただし、事前に通知することにより、当該指導監査の目的を達成できない場合は、この限りでない。

(事前提出書類)

第 7 条 指導監査に先立ち、別に定める資料の提出を求めるものとする。

(指導監査の結果)

第 8 条 指導監査の結果、改善を要する事項については、文書を持って指導し、その改善状況について、期限を付して、挙証書類を添付した文書で報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施するものとする。

2 前項の規定による報告の期限は、文書による通知の日から起算して 60 日以内とする。

(特別監査の実施)

第 9 条 運営に重大な問題を有する法人に対しては、特別監査を随時実施する。

(指導監査結果の開示)

第 10 条 指導監査結果は、田辺市情報公開条例（平成 17 年田辺市条例第 15 号）の規定に基づき開示する。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 19 日から施行する。